

第2回地区庶務担当理事連絡協議会

(平成21年5月27日開催)

△森会長挨拶

森会長は冒頭、新型インフルエンザの最近の状況について触れ、府医においては地区感染症担当理事連絡協議会を5月23日に開催したことを報告し、同連絡協議会を6月に再度開催することを予告するとともに、感染の拡大防止に向けての協力を呼びかけた。政局については、民主党の小澤氏の代表辞任に伴う、鳩山氏就任については一定評価できるとの見解を示す一方、我々としては今後の動向を注視しつつ、国民の安心と安全を担保できる医療・介護・福祉を目指し、社会保障を国家の根幹とする政治家を送り出していきたいとの方針を述べた。

△報告ならびに協議事項

1. 最近の中央情勢について（北川理事）

4月下旬～5月下旬にかけての社会・医療保険状況について説明した。

安達副会長は外来管理加算「5分ルール」について中医協の動向等を報告し、「240億円」に関する支払側の主張を強く批判するとともに、依然として早急な再改定を要求していくとの決意を示した。

2. 新型インフルエンザ対策について（柏井理事）

新型インフルエンザに係る症例定義および届出様式の再改定、ならびに京都府、京都市の取扱いについて説明するとともに、現在の知見を踏まえて取りまとめた「新型インフルエンザ診療マニュアル」を6月1日号京都医報付録に掲載することを報告し、現場での混乱防止に活用していただきたいとした。また、来シーズンに向けての取り組みとして、発熱外来、在宅医療、往診への協力体制等について地区へのアンケートの実施を計画しているとして協力を求めた。

安達副会長から5月22日の京都府対策会議における「長期投与」に関する問題発言について京都府に厳重に抗議したとの報告があった。

3. 日本脳炎新ワクチンについて（藤田理事）

日本脳炎定期接種における「乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン」の使用に係る省令改正により、新ワクチンと旧ワクチンが混在することになり、それにより発生する同意書等の取扱いの違い、新ワクチンの有効性・安全性、委託料金等の問題点について説明した上で、新ワクチン使用については慎重に対応されるよう地区での周知を依頼した。また、当初ワクチンの販売日は改正省令の公布及び施行日である6月2日以前の5月27日とされていたが、日医のメーカー側への働きかけにより施行日に変更され、現場の混乱を回避することができたと報告した。最後に6月6日（土）開催（於：ホテル日航プリン

セス京都)の平成20年度京都小児科医会総会における「ワクチン最近の状況ー日本脳炎ワクチンを中心にー」国立病院機構三重病院名誉院長神谷氏の講演を紹介し参加を呼びかけた。

4. 新型インフルエンザ国内発生に伴う京都市集団健診運営上の対応について

(福州理事)

京都市から、平成21年5月19日付厚生労働省保険局通知「新型インフルエンザ感染事例の発生に伴う特定健診・保健指導等における対応について(注意喚起)」で、特定健康診査を集団で実施する場合は、必要に応じ、マスクの使用等を実施するよう求められているとして、各自マスク持参の協力依頼があったことを報告。また、集団健診会場の学校が休校になった場合は集団健診は中止となると説明した。

5. 平成21年度京都市国保特定健診等実施費用の支払方法について(福州理事)

京都市国保特定健診等実施費用の支払いは昨年度までは京都府国保連合会を通して行われていたが、今年度から府医より、京都市に直接、請求データを提出し、京都市から直接、実施機関に支払われることになったため、実施機関に対し「請求委任状及び口座振替依頼書」に必要事項を記載した上、6月8日までに提出を依頼していることを報告した。

6. 第1回医療安全講演会について(橋本理事)

6月13日(土)に平成21年度の第1回医療安全講演会を開催することを紹介し、6月8日(月)までに参加申し込みしていただくよう依頼した。また、本講習会は「医療に係る安全管理のための職員研修」指定講習会のため、受講された医療機関は修了証が発行されることも合わせて説明した。(京都医報5月15日号20ページ参照)

7. 第35回京都医学会について(小野理事)

本年度は9月27日(日)に「臓器移植」を統一テーマとして「第35回京都医学会」を開催することを紹介し、会員各位の積極的な参加と一般演題への応募を呼びかけた。

(京都医報5月15日号付録参照)

8. 学術講演会の今後の予定について(小野理事)

6月に予定している京都府医師会学術講演会を紹介し多数の参加を呼びかけた。

9. その他

ファクシミリ等による抗インフルエンザウイルス薬等の処方せんの取扱いについて
(安達副会長)

新型インフルエンザの院内感染防止のため、ファックスでの処方せん発行を認める事務連絡を、厚労省が5月22日付けで都道府県に出したことを報告した。こうした対応は「第3段階（まん延期）」の対応とされているが、感染者が発生している地域に対して前倒しして実施することが認められた。（京都医報6月15日号保険だより参照）

10. 地区からのご意見・ご要望

中京西部地区から、特定健診会場における感染性廃棄物の処理方法の各地区の対応について質問があり、府医で状況を確認することとなった。